

第2次龍ヶ崎市 男女共同参画基本計画

〈龍ヶ崎市女性活躍推進計画〉

〈龍ヶ崎市DV防止基本計画〉

平成31（2019）年度～2028年度

すべての人が ともに輝きながら 生きるために

概要版

平成31（2019）年3月

龍ヶ崎市

男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」です。

■ 計画策定の趣旨

本市においては、平成 14（2002）年に「龍ヶ崎市男女共同参画推進条例」を制定し、同条例に基づく基本的な計画として、平成 21（2009）年 2 月に「龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に進めています。

計画策定以降、少子高齢化社会の本格的な到来、東日本大震災等を契機とした安全・安心に対する不安の高まり、経済・社会のグローバル化の進行など、本市を取り巻く情勢は大きく変化しており、時代の大きな転換期を迎えています。

また、この間、国においては、平成 25（2013）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力（DV）防止法）」の改正、平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の公布、「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定、平成 29（2017）年には「育児・介護休業法」改正、「性犯罪の厳罰化の改正刑法」公布、平成 30（2018）年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布等により、女性を取り巻く環境が整備されてきています。

このような中、すべての人がいきいきと暮らし、働き、活動し、幸せを実感できるためには、社会のあらゆる場面で共に参画し、それぞれの個性を発揮できる多様性に富んだ社会の構築が必要です。

「第 2 次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」では、

<すべての人が ともに輝きながら 生きるために>

を共通の目標とし、6つの基本理念を掲げ、本市における男女共同参画社会の実現を目指すために策定するものです。

なお、今回の改定にあたりましては、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村計画というだけではなく、「女性活躍推進法」及び「配偶者暴力（DV）防止法」などに基づく一体的な市町村計画としての位置づけとなります。

■ 計画の期間

計画の期間は、平成 31（2019）年度から平成 40（2028）年度までの 10 年間とします。また、中間年度である平成 35（2023）年度を見直しの年度とします。

なお、計画期間中に法改正や社会の情勢等に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

※平成から新元号に移行するまでの間、暫定措置として平成の後ろに西暦を併記しています。

■ 計画の基本理念・基本目標

基本理念

1. 男女の人権の尊重
2. 社会における制度又は慣行・慣習の是正
3. 政策等の立案及び決定への共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調
6. 生涯にわたる市民の健康維持



基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

施策の方向

- (1) 男女平等の視点に立った制度や慣行・習慣の見直し
- (2) 男女平等を推進する教育・学習の充実
- (3) メディア等を通じた意識改革・理解の促進

基本目標Ⅱ 多様な分野における男女共同参画の推進

施策の方向

- (1) 地域社会における男女共同参画の促進
- (2) 家庭における男女共同参画の促進
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (4) 国際理解における男女共同参画の促進

基本目標Ⅲ 多様な働き方の実現に向けた環境づくり

施策の方向

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- (2) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- (3) 男女の就業生活と家庭生活の両立の支援

基本目標Ⅳ 安全・安心して暮らせる社会づくり

施策の方向

- (1) 生涯を通じた男女の健康支援
- (2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- (3) 高齢者・障がい児(者)の福祉の充実
- (4) ひとり親家庭等への支援
- (5) 経済的支援を必要とする家庭への支援
- (6) 外国籍市民等への支援

基本目標Ⅴ 一人ひとりの人権の尊重

施策の方向

- (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- (2) 性に関する差別の解消

■ 実施計画

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

施策の方向	施策
(1) 男女平等の視点に立った制度や慣行・習慣の見直し	①市広報紙や市公式ホームページ等を通じた情報提供・啓発活動の充実 ②市民、企業等との連携・協力による啓発活動の推進
(2) 男女平等を推進する教育・学習の充実	①家庭や地域における男女平等を推進する啓発教育・学習の充実 ②学校教育における男女平等を推進する教育・学習の充実
(3) メディア等を通じた意識改革・理解の促進	①メディア等における男女の意識改革・理解の促進 ②メディア・リテラシーの向上の促進

基本目標Ⅱ 多様な分野における男女共同参画の推進

施策の方向	施策
(1) 地域社会における男女共同参画の促進	①男女が共に参加する地域活動の促進
(2) 家庭における男女共同参画の促進	①男性の家庭生活への参画の促進
(3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 〈女性活躍推進計画〉	①附属機関等における女性参画の拡大 ②市役所、事業所等における女性職員の登用 ③女性のエンパワーメントのための情報提供
(4) 国際理解における男女共同参画の促進	①国際理解・交流の促進

基本目標Ⅲ 多様な働き方の実現に向けた環境づくり

施策の方向	施策
(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 〈女性活躍推進計画〉	①ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発 ②ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的な取組方法の検討
(2) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保 〈女性活躍推進計画〉	①男女雇用機会均等の促進 ②就職、能力向上に対する支援 ③自営業における男女共同参画の促進
(3) 男女の就業生活と家庭生活の両立の支援 〈女性活躍推進計画〉	①仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進 ②子育ての支援の充実

基本目標Ⅳ 安全・安心して暮らせる社会づくり

施策の方向	施策
(1) 生涯を通じた男女の健康支援	①男女の心身の健康の保持・増進のための支援 ②妊娠・出産等に関する健康支援
(2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	①防災組織における女性参画の促進
(3) 高齢者・障がい児(者)の福祉の充実	①高齢者・障がい児(者)が安心して暮らせる環境の整備
(4) ひとり親家庭等への支援	①ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実 ②ひとり親家庭等の生活の安定への支援
(5) 経済的支援を必要とする家庭への支援	①経済的支援を必要とする家庭への支援
(6) 外国籍市民等への支援	①外国籍市民等への支援

基本目標Ⅴ 一人ひとりの人権の尊重

施策の方向	施策
(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶 〈DV防止基本計画〉	①暴力の根絶のための啓発 ②被害者への支援体制の充実
(2) 性に関する差別の解消	①多様な性への理解の促進

お問い合わせ先

発行 龍ヶ崎市 福祉部 こども家庭課

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

TEL 0297-64-1111 (代表)

URL <https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>